

IAEA 低濃縮ウランバンクに関する追加情報

IAEAのファクトシートによると、同バンクに関しては以下のように定められている。

バンクサイト 出典：https://www.iaea.org/OurWork/ST/NE/NEFW/Assurance-of-Supply/documents/Factsheet_LEU_Bank.pdf

- ・カザフスタン北東部OskemenにあるUlba冶金工場（UMP）に設置
- ・UMPは商業規模の核物質取扱いに関する国の許認可を得ており、LEUの貯蔵、輸送のインフラが完備し、取扱いにも習熟

3Sの確保

- ・原子力安全と核セキュリティは、IAEAの基準と指針に合致したカザフスタンの法規に従う
- ・保障措置は、カザフスタンがIAEAと締結している包括的保障措置と追加議定書に基づく

バンクからの燃料供給

- ・IAEA加盟国が、商業市場からLEU調達が不可能となった場合、受領国からの要求により最後の手段として発動
- ・IAEA事務局長は、以下の各条件が満足されていることを確認
 - 発電炉へのLEU供給の途絶の事実
 - 商業市場、国家間の協定等、あらゆる手段でのLEU確保が困難であること
 - 当該国がIAEAと包括的保障措置を締結し、遵守していること
- ・受領国はIAEAと供給協定を合意し、バンクのLEUの再ストックに係る全コストを負担

受領国の義務

- ・供給されたLEUは発電炉の燃料製造のみに使用し、核兵器・核爆発装置・軍事目的に使用してはならない。再濃縮・再処理・再移転・再輸出は、IAEAの同意が必要
- ・関連する全てのIAEA保障措置・安全基準・核物質防護措置の常時適用